

小田原市省エネ住宅普及啓発事業委託業務仕様書（案）

1 業務名

小田原市省エネ住宅普及啓発事業委託業務

2 背景・目的

本市では、小田原市地球温暖化対策推進計画や小田原市エネルギー計画において、域内の温室効果ガスの削減及び省エネルギー化を目標に掲げている。これらの計画の目標を達成するためには、対象者数が膨大な民生家庭部門の取り組みが不可欠である。

そこで、本市では、地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促す国民運動「COOL CHOICE」に平成28年度に賛同し、低炭素型のライフスタイルの地域への浸透を目指しているところである。

本年度は、COOL CHOICEの取り組みの一つである“省エネ住宅”をテーマに掲げて、20代から40代までのファミリー層を主な対象として、省エネ住宅の内覧会などの体験型イベントを省エネ住宅の関連事業者と連携して実施することで、市民及び事業者の機運の醸成や経済活動の活性化を図り、双方の自立的な取組を促すことで、低炭素型のライフスタイルを地域に浸透させていくことを目的とする。

また、本事業の実施にあたっては、国の平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方と連携した地球温暖化対策活動推進事業）を利用して実施する。

3 業務実施期間

契約締結日から平成31年1月31日までとする。

4 業務内容

(1) 企画プロモーション

上記目的を達成するため、本委託業務の企画・コンセプトを立案すること。また、本委託業務の各事業の効果を最大化するとともに相乗効果を得るよう、プロモーションを実施すること。

(2) イベント等の実施

ア.おだわらスマートシティフェアでの普及啓発促進事業、イ.域内 ZEH ビルダーと連携した省エネ住宅体験事業、ウ.パンフレットによる省エネ住宅等啓発事業の3事業を実施すること。

ア.おだわらスマートシティフェアでの普及啓発事業

①概要

おだわらスマートシティプロジェクトは、市内事業者等と連携して、市民に対して、低炭素型のライフスタイルを啓発する「おだわらスマートシティフェア」を毎年開催している。本イベントにおいて、省エネ住宅の設備や機器などを体感

できるイベントを企画し、実施すること。

② 企画内容

参加者個々の生活状況に応じた省エネ行動を訴求するため、省エネ住宅に係る設備や外壁などの断熱などの省エネ性能を体感できる仕掛けやうちエコ診断士による相談スペースを設置すること。また、省エネ行動の認知から実際の行動までをアプローチするため、おだわらスマートシティフェアに参画している省エネ住宅関連事業者（工務店や設計士など）と連携して実施すること。

日時：平成30年11月25日（日）10時から15時まで ※雨天決行

場所：ダイナシティウエスト 正面玄関前（縦18m×横9m30cm）

③ 留意事項

- 本委託業務で連携する事業者及び各ブースの配置については、委託契約締結後に受託者とおだわらスマートシティプロジェクト、市で協議するものとする。
- 指定の範囲（縦18m×横9m30cm）で実施すること。

【参考】おだわらスマートシティプロジェクトについて

<http://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/envi/environ/smart-city/ecocar-pro-gaiyou.html>

イ. 域内 ZEH ビルダーと連携した省エネ住宅体験事業

① 概要

低炭素型のライフスタイルを地域に根付かせるには、実際に実施された省エネ行動の事例から市民に訴求するとともに域内のプレイヤーを掘り起こしていく必要がある。そこで、建築された又は建築中の省エネ住宅「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス」を活用して、市民等が実際に省エネ住宅を体験できるプログラムを企画し、実施すること。

② 企画内容

参加者に省エネ住宅の構造等を紹介するとともに、断熱性能や光熱費の削減メリットなどを訴求するため、建築された又は建築途中の省エネ住宅「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス」の内覧会を実施すること。

ウ. パンフレットによる省エネ住宅等啓発事業

① 概要

本委託業務における、イベント実施時に配布することで相乗効果を得ることの出来る省エネ住宅の啓発パンフレットを作成し、効果的に配布すること。内容については、「省エネ住宅の普及」と「低炭素型ライフスタイルの地域への浸透」という本事業の趣旨を鑑みて、作成すること。

パンフレット完成予定日：平成30年11月16日（金）

作成予定部数：1,000部

②留意事項

- エネルギー消費量やエネルギーコスト削減額などの数字を使用する場合は、正確な情報を掲載するよう、十分に留意すること。
- 掲載内容については、市と十分に協議をして決定すること。

(3) COOL CHOICE賛同者、賛同団体の拡大など

本委託業務をとおして、参加者及び参加企業に対してCOOL CHOICEの賛同を促すこと。また、本委託業務を効果的に展開していくため、イベント参加者に対しての効果検証を実施すること。

(4)業務管理

① 関係者等との打合せ

各事業を実施する際は、市と十分に協議を重ねて、イベント等が実施される2週間前までには企画書を市に提出し、企画書の承諾を得てから、各事業を実施すること。また、広告物の作成においても、掲載内容等について、必ず市の承諾を得てから、事業を実施すること。その他、必要に応じて小田原市その他の関係者と適宜打合わせを行うこと。本業務の遂行にあたって実施した打合せにあつては、会議録を作成し発注者の求めに応じて提供すること。

② 成果物の提出

受注者は、業務の実施にあたって作成した会議録、イベント等の開催実績についてまとめた報告書及びその電子媒体を提出すること。

5 完了検査

- (1) 受託者は、本業務の完了後、小田原市の検査を受けること。
- (2) 受託者は成果物について小田原市から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い再検査を受けること。

6 守秘義務

- (1) 本委託業務に関して知り得た秘密は、第三者に一切漏らしてはならない。
- (2) 成果物(本業務の実施過程において得られた記録等を含む)を第三者に閲覧、複写、又は譲渡してはならない。ただし、小田原市の承諾を得た場合はこの限りではない。

7 注意事項

- (1) 受注者は、業務の実施にあたり関係法令及び条例を遵守すること。
- (2) 受注者は、業務の実施にあたり、小田原市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもと業務を進めること。

- (3) 受注者は、業務の実施にあたり、国内の最新の情報や事例を広く収集し、実効性の高い具体的事業を提案すること。
- (4) 受注者は、業務の進捗について、小田原市に定期的に報告すること。
- (5) 受注者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (6) 受注者は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ書面により小田原市に報告し、その承認を得ること。
- (7) 受注者は、小田原市個人情報保護条例（平成16年条例第25号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (8) 成果物の所有権、著作権、利用権は、小田原市に帰属するものとする。
- (9) 本業務により得られた成果物及び資料、情報等は、小田原市の許可なく第三者に公表、貸与、使用、複写又は漏洩をしてはならない。
- (10) 業務完了後に、受注者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。
- (11) 本業務は、小田原市が環境省補助事業である「平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方と連携した地球温暖化対策活動推進事業）」を活用して行うものであるため、同補助金の交付規程及び「環境省所管の補助金等に係る事務処理手引き」に基づき提案並びに経理処理を行うこと。

なお、イベントの来場者等へのノベルティ購入費や、コミュニティ放送局（放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）別表第5号の第8放送対象地域による基幹放送の区分（4））及びケーブルテレビ局（地方公共団体の出資割合が20%以上またはそれと同等とみなせるものに限る）を活用する費用は、経費として認められないため、留意すること。
- (12) COOL CHOICE ロゴマークの使用にあたっては、「COOL CHOICE ロゴマーク使用ガイドライン」を遵守すること。

8 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、必要に応じて小田原市その他の関係者と適宜打合わせを行うこと。本業務の遂行にあたって実施した打合せにあつては、会議録を作成し発注者の求めに応じて提供すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項や業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに小田原市と協議を行い、その指示を受けること。